

件 名	堺市配偶者暴力相談支援センターの開設について												
経 過 ・ 現 状 政 策 課 題	■ 経過及び現状 ○ 背景 平成13年 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下、「DV防止法(※)」)が制定され、都道府県にその適切な施設において配偶者暴力相談支援センター(以下「センター」)機能を果たすことが義務規定となる。 平成16年 市町村の役割を重視し、市町村はその適切な施設においてセンターの機能を果たすようにすることができるという法改正が行われた。 【任意規定】 平成19年 市町村は、センターの機能を果たすように努めるものとするという法改正が行われた。【努力義務規定】 ※DV防止法：配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として制定された法律。 ○ 他の政令市における設置状況 札幌、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、岡山、広島、北九州、福岡の10市が設置済(7月から新潟市が設置予定) ○ 本市のこれまでの取り組み(平成8～23年度) 平成8年度 中核市移行時に、各支所(現 区役所)及び福祉事務所に女性相談員を各1名配置。DV相談を含めたあらゆる女性相談を実施し、必要に応じて、関係機関と連携し、被害者支援に取り組む。 平成14年度 女性相談員は、大阪府女性相談員として委嘱を受け、大阪府配偶者暴力相談支援センター員として、保護命令制度における書面提出等の業務を行う。 平成17年度 美原町合併時に女性相談員1名配置 平成21年度 堺区に女性相談員1名増員 平成22年度 南区に女性相談員1名増員(平成24年度センターに1名異動) 民間法人による夜間・休日DV電話相談を実施(相談受付時間：月～金17時30分～翌日9時 土・日・祝日24時間) ○ 本市女性相談窓口へのDV相談件数(7区合計) <table border="1"> <caption>本市女性相談窓口へのDV相談件数(7区合計)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>相談件数(件)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2007年度(平成19年度)</td> <td>589</td> </tr> <tr> <td>2008年度(平成20年度)</td> <td>705</td> </tr> <tr> <td>2009年度(平成21年度)</td> <td>635</td> </tr> <tr> <td>2010年度(平成22年度)</td> <td>809</td> </tr> <tr> <td>2011年度(平成23年度)</td> <td>769 (速報値)</td> </tr> </tbody> </table>	年度	相談件数(件)	2007年度(平成19年度)	589	2008年度(平成20年度)	705	2009年度(平成21年度)	635	2010年度(平成22年度)	809	2011年度(平成23年度)	769 (速報値)
年度	相談件数(件)												
2007年度(平成19年度)	589												
2008年度(平成20年度)	705												
2009年度(平成21年度)	635												
2010年度(平成22年度)	809												
2011年度(平成23年度)	769 (速報値)												

対 応 方 針 今 後 の 取 組 (案)	■ 今後の取り組み 本市独自に「配偶者暴力相談支援センター」を設置し、センターの専門職員により各区女性相談員への助言、指導を行うことで支援の質的向上を図るとともに、直接、裁判所等関係機関と連携できるなど、よりきめ細やかで迅速な被害者支援を行うことにより、DV被害者の安心した生活に寄与するため、具体的には下記の業務を行う。 ○ センターの業務内容 (1) 専門相談員による電話相談や適切な相談支援機関の紹介 (2) 被害者の自立生活促進のための情報提供、助言、関係機関との連絡調整 (3) 一時保護施設等の利用についての情報提供、助言、関係機関との調整 (4) 加害者を被害者から法的に遠ざける「保護命令制度」についての情報提供、助言、関係機関との調整 ■ 配偶者暴力相談支援センターの概要 1 開設日 平成 24 年 7 月 1 日 2 相談受付日 月曜日～金曜日 ただし、祝休日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）は休み 3 相談受付時間 午前 9 時から午後 5 時 30 分まで 4 相談専用電話番号 072-228-3943 ※上記時間外は、夜間・休日DV電話相談を実施（民間委託） 電話番号 072-280-2526 相談受付日時 月曜日～金曜日 午後 5 時 30 分から翌日午前 9 時まで 土日祝日 24 時間 ※各区で、引き続きDV相談を含めたあらゆる女性相談を実施 電話番号 堺区 228-7023 中区 270-0550 東区 287-8112 西区 275-1912 南区 290-1744 北区 258-6621 美原区 363-9316 相談受付日時 月曜日～金曜日（祝休日、年末年始を除く） 午前 9 時から午後 5 時 30 分まで
効 果 の 想 定	独自に関係機関との連携を行うことで、迅速かつ適切な加害者からの保護、並びにDV被害者の自立に向けた支援を行うことができるようになる。
関 係 局 と の 政 策 連 携	市民人権局、健康福祉局、各区役所

平成 24 年 7 月から 堺市配偶者暴力相談支援センターを開設します

本市では、DV（配偶者からの暴力）の防止や被害者の相談、支援を進めていくため、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）に基づき「堺市配偶者暴力相談支援センター」を開設します。

配偶者暴力相談支援センターの業務

- ・ 専門相談員による電話相談や適切な相談支援機関の紹介
- ・ 被害者の自立生活促進のための情報提供、助言、関係機関との連絡調整
- ・ 一時保護施設等の利用についての情報提供、助言、関係機関との連絡調整
- ・ 加害者を被害者から法的に遠ざける「保護命令制度」の利用についての情報提供、助言、関係機関との連絡調整

DV相談

堺市配偶者暴力相談支援センター DV専門電話相談

電話番号 072-228-3943

各区役所女性相談窓口 DV相談を含むあらゆる女性相談は、各区役所で引き続きお受けいたします。

電話番号	堺区	228-7023	中区	270-0550	東区	287-8112
	西区	275-1912	南区	290-1744	北区	258-6621
	美原区	363-9316				

利用時間は、ともに、月曜日～金曜日（祝休日、年末年始を除く）9時～17時30分

※上記時間外は、夜間・休日DV電話相談を実施しています。（民間法人に委託）

電話番号 072-280-2526

利用時間 月～金 17時30分～翌日9時、土日祝日 24時間